

令和6年4月21日執行
栄町議会議員一般選挙

公費負担の手引き

選挙運動用自動車

選挙運動用ビラ

選挙運動用ポスター

栄町選挙管理委員会

目 次

◎ 公費負担制度とは	1
I 選挙運動用自動車の使用の公費負担	2
II 選挙運動用ビラの作成の公費負担	5
III 選挙運動用ポスターの作成の公費負担	8
◎ 契約書とは	11
◎ 各種届出様式（記載例）	13
○ 選挙運動用自動車の使用関係	13
(1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書	14
(2) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書	16
(3) 請求書（選挙運動用自動車の使用）	17
① 請求内訳書（ハイヤー方式）	19
② 請求内訳書（個別契約）（自動車の借入れ）	20
③ 請求内訳書（個別契約）（燃料代）	21
④ 請求内訳書（個別契約）（運転手）	22
⑤ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	23
⑥ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	25
⑦ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	26
⑧ 選挙運動用自動車燃料代確認書	27
○ ビラ作成関係	28
(1) 選挙運動用ビラの作成の契約届出書	29
(2) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	30
(3) 請求書（選挙運動用ビラの作成）	31
① 請求内訳書	33
② 選挙運動用ビラ作成証明書	34

③ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	35
○ ポスター作成関係	36
(1) 選挙運動用ポスターの作成の契約届出書	37
(2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	38
(3) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）	39
① 請求内訳書	41
② 選挙運動用ポスター作成証明書	42
③ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	43
○ 契約書作成例	44
(1) 運送契約書（ハイヤー方式）	45
(2) 車両賃貸借契約書（個別契約）	46
(3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書	47
(4) 自動車運転契約書	48
(5) 選挙運動用ビラ作成契約書	49
(6) 選挙運動用ポスター作成契約書	50

◎ 公費負担制度とは

選挙運動用自動車の使用，選挙運動用ポスター，選挙運動用ビラの作成に要した経費のうち，一定の限度内で公費をもって負担します。

これは，お金のかからない選挙を実現することによって，公正な選挙が行われるようにするための制度です。

なお，請求金額や内訳金額，単価金額など全ての金額は消費税込みの金額を記載してください。

1 公費負担制度が適用される候補者の範囲

公費負担を受けるためには，供託物を没収されないことが条件になります。したがって，選挙結果をみて，公費負担制度が適用される候補者かどうか，判明いたしますので，あらかじめ注意が必要です。

※ 開票日の翌日以後，町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）に照会いただければ確認できます。

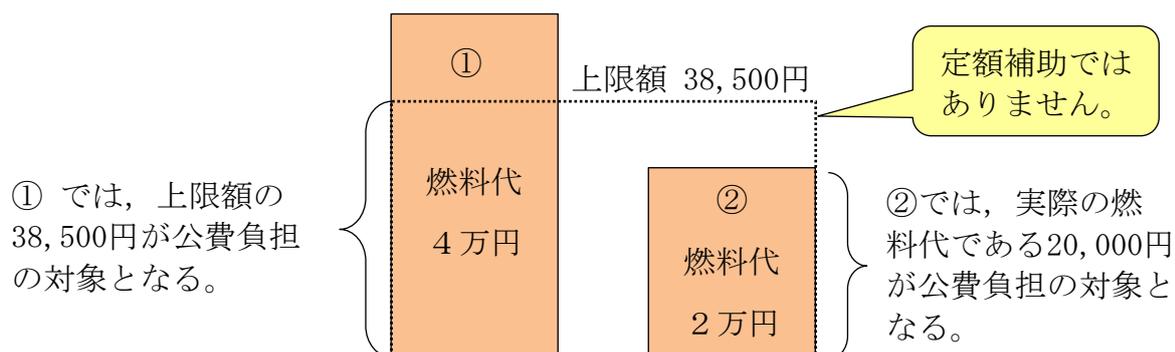
2 契約業者等に対する支払い

公費負担の経費は，栄町が直接，候補者と契約した業者等に支払います。そのため，候補者，契約業者等は所定の手続きを定められた期限までに必ず行ってください。

3 公費負担金額の範囲

契約業者等が支払いを受けられる金額には一定の限度額が定められています。限度額を上回る金額は，候補者が支払うこととなります。そのため，契約の際には候補者と契約業者等との間で経費の支払等について十分協議しておくことが大切です。

例：選挙運動用自動車の燃料代で，上限額が38,500円の場合



I 選挙運動用自動車の使用の公費負担

1. 選挙運動用自動車の使用の契約の方式には、次の二つの方式があります。

(1) 一般運送契約（ハイヤー方式）の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者から、燃料、運転手と併せて自動車を借り上げたときには、

借上げ料	1日当たり	64,500円を限度
	限度額	322,500円（64,500円×5日）

(注) 一般乗用旅客自動車運送事業者とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。

(2) 個別契約の場合

一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者と自動車、燃料、運転手それぞれ個別に契約したときには、

(ア) 自動車の借入料

	1日当たり	16,100円を限度
	限度額	80,500円（16,100円×5日）

(イ) 燃料購入代

	限度額	38,500円（7,700円×5日）
--	-----	--------------------

燃料代については、町選管に確認を受ける必要があります。

(ウ) 運転手の報酬

	1日当たり	12,500円を限度
	限度額	62,500円（12,500円×5日）

(注) ①公費負担を受けることができる期間については、4/16～4/20の選挙運動期間に限られており、例えば、燃料を告示日の前日4/15に購入すると公費負担の対象とはなりませんので、ご注意ください。

②公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者との有償契約によって使用する場合に対象となりますから、候補者自身が所有する自家用車を使用したような場合には、その自動車の使用については公費負担の対象とはなりません。しかし、知人から自動車を借りるような場合は自動車の使用料のほか、燃料代や運転手の報酬は公費負担の対象となります。この場合、有償契約をした者に限られますので必ず契約を締結してください。

③自動車の借入れ、燃料の使用又は運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合に、契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族であるときは、その親族が当該契約に係わる業務を業としている場合に限り、公費負担の対象とされます。したがって、例えば、自動車借入契約の相手方が候補者と生計を同じくしている候補者の配偶者であるときは、配偶者が自動車の貸出しを業としていないかぎり、自動車の使用の公費負担は認められません。

2. 経費の支払いを受けるための手続き

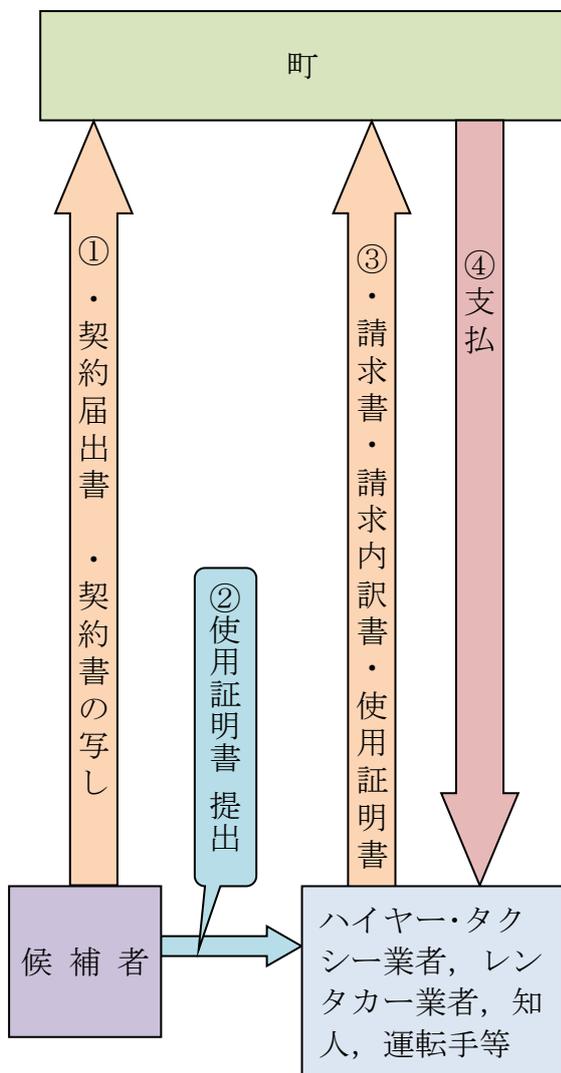
- (1) **契約の締結の届け出**（候補者から町選管へ）
（提出書類）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（第1号様式）
（添付書類）契約書の写し
 - (2) **自動車の燃料代の確認申請**（候補者から町選管へ）
ただし、一般運送契約（ハイヤー方式）を締結した場合には、申請の必要はありません。
（提出書類）選挙運動用自動車燃料代確認申請書（第4号様式）
※ 申請後、候補者は町選管が発行する選挙運動用自動車燃料代確認書（第7号様式）を、燃料供給業者に渡してください。
 - (3) **請求書の提出**（契約業者等から栄町長へ）
（提出書類）請求書（選挙運動用自動車の使用）（第15号様式）
※経費を請求する際の注意事項を参照のこと
（添付書類）
 - ① 一般運送契約（ハイヤー方式）の場合
 - (ア) 請求内訳書（第15号様式別紙その1）
 - (イ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（第10号様式）（候補者から契約業者等へ渡されたもの）
 - ② 個別契約の場合
 - ア 選挙運動用自動車
 - (ア) 請求内訳書（第15号様式別紙その2）
 - (イ) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（第10号様式）（候補者から契約業者等へ渡されたもの）
 - イ 燃料代
 - (ア) 請求内訳書（第15号様式別紙その3）
 - (イ) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（第11号様式）（候補者から燃料供給業者へ渡されたもの）
 - (ウ) 選挙運動用自動車燃料代確認書（第4号様式）（候補者から契約業者等へ渡されたもの）
 - (エ) 給油伝票の写し
 - ウ 運転手の報酬
 - (ア) 請求内訳書（第15号様式別紙その4）
 - (イ) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（第12号様式）（候補者から契約業者等へ渡されたもの）
- ※ ①及び②のア、イ、ウそれぞれ別々に請求書を作成してください。

◎ 提出期限

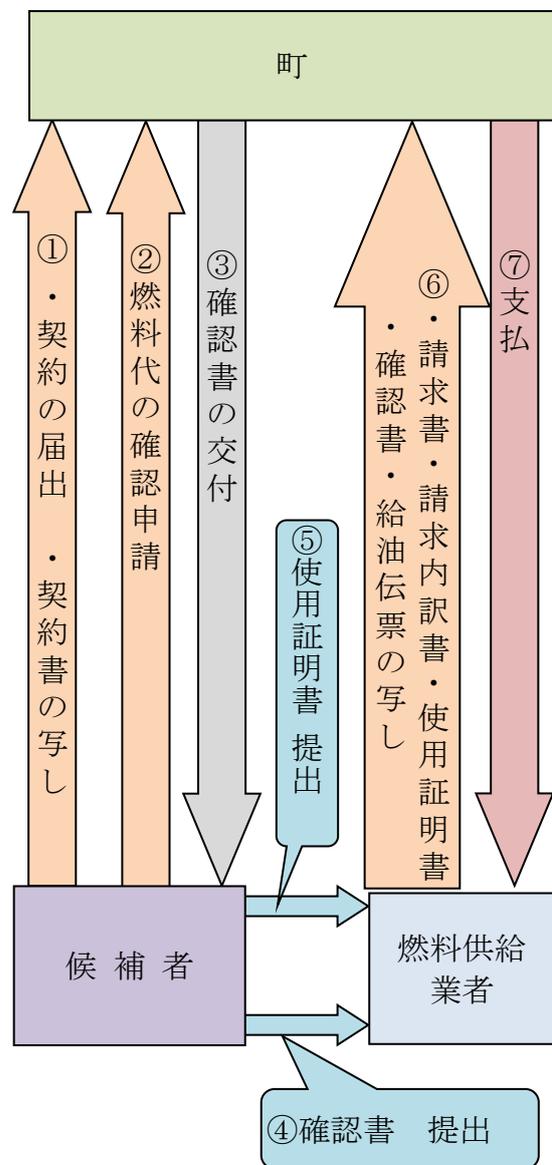
(1)・(2)については、立候補届出後に契約した場合は直ちに（立候補届出前に契約した場合は事前審査時等に）、(3)については、5月13日（月）までに必ず提出してください。

(参 考)

選挙運動用自動車(燃料代を除く。)の
使用の公費負担の手続き



選挙運動用自動車 (燃料代)の
使用の公費負担の手続き



II 選挙運動用ビラの作成の公費負担

候補者は、ビラを作成して配付することができます。

このビラの作成経費について、一定の限度で経費を負担します。

ビラ作成上限枚数：1,600枚

1. 公費負担の限度額

(1) 作成単価×作成枚数 (1円未満の端数は切上げ)

(2) ビラの公費負担の限度額

7円73銭 (限度額) × 1,600枚 (上限枚数) = 12,368円

※ 作成単価と作成枚数は、契約単価及び契約枚数と公費負担の限度額及び上限枚数を比較して、低い方で総額を算出するので、契約を締結する際に注意してください。

(注) ビラ作成は、その相手方がビラの作成を業とする場合に限り公費負担の対象となります。

ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」といいます。）としては、①ビラの作成の企画・デザインから印刷までを一括して行う者（このなかには、広告代理店のように、一括して受注し、作成内容ごとに下請けさせる方法もある。）、②ビラの印刷だけを行う者が考えられます。

これに対し、ビラの作成の企画・デザインのみを行う者は、その行為のみでは完成品としてのビラができるものではないので、ビラ作成業者とはいえず、公費負担の対象とはならないのでご注意ください。

2. 作成枚数の上限及びその確認

規定の枚数の範囲内であることについて、町選管が確認したものに限られます。

(確認証紙の貼付が必要)

3. 経費の支払を受けるための手続き

(1) 契約の締結の届出 (候補者から町選管へ)

(提出書類) 選挙運動用ビラの作成の契約届出書 (第2号様式)

(添付書類) 契約書の写し

(2) ビラ作成枚数の確認申請 (候補者から町選管へ)

(提出書類) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 (第5号様式)

※ 候補者は、町選管が発行する選挙運動用ビラ作成枚数確認書をビラ作成業者に渡してください。

(3) 請求書の提出 (ビラ作成業者から栄町長へ)

(提出書類) 請求書 (選挙運動用ビラの作成) (第16号様式)

※経費を請求する際の注意事項を参照のこと

(添付書類)

(ア) 請求内訳書 (第16号様式別紙)

(イ) 選挙運動用ビラ作成証明書 (第13号様式) (候補者からビラ作成業者へ渡されたもの)

(ウ) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 (第8号様式) (候補者からビラ作成業者へ渡されたもの)

◎ 提出期限

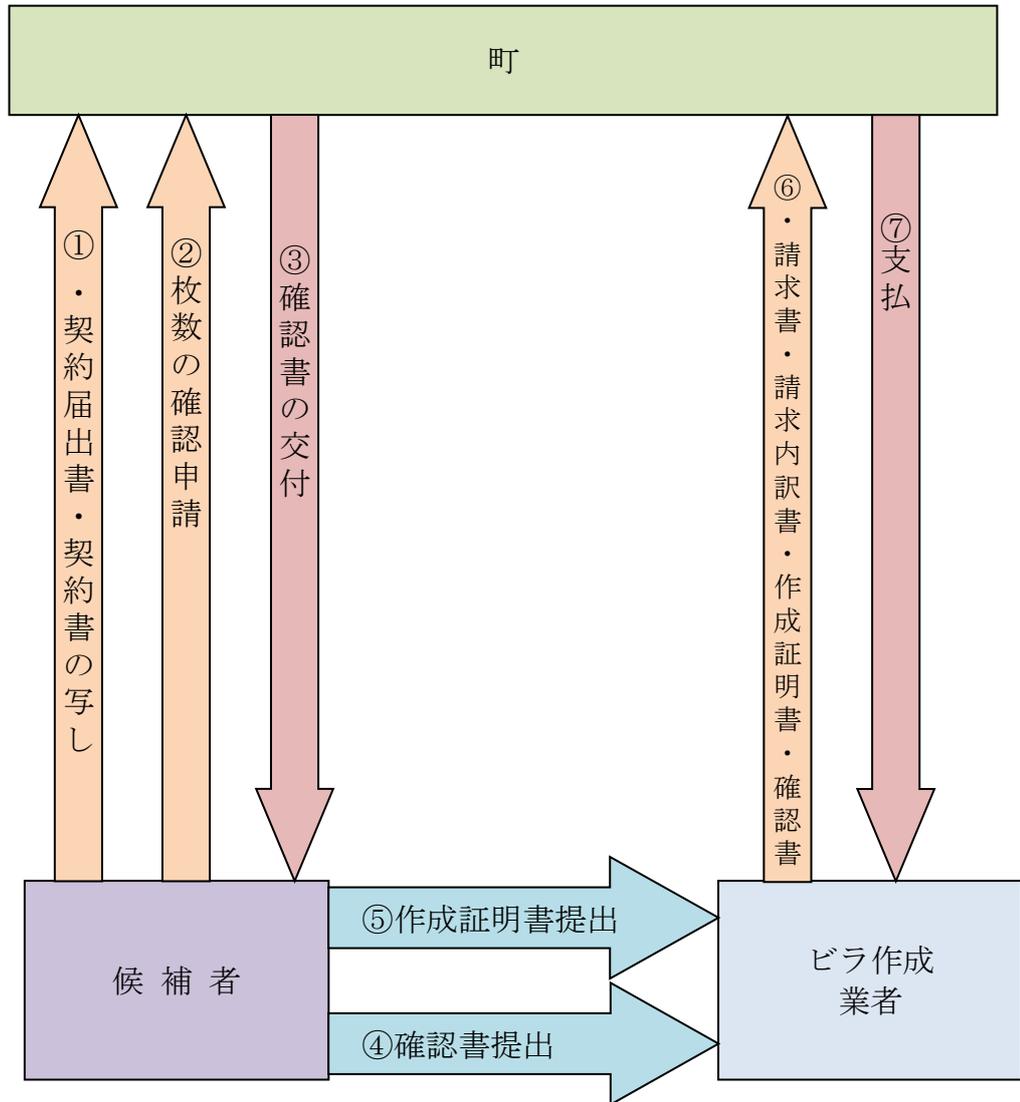
(1)・(2)については、立候補届出後に契約した場合は直ちに (立候補届出前に契約した場合は事前審査時等に)、(3)については、5月13日(月)までに必ず提出してください。

4. 選挙運動用費用への算入

選挙運動用ビラの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。(但し、支出の部のみ計上し、収入の部に計上することは要しない。)

(参考)

選挙運動用ビラ作成の公費負担の手続き



Ⅲ 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

候補者は、町選管の設置するポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができます。

このポスターの作成経費について、一定の限度で経費を負担します。

ポスター掲示場数・・・60カ所

1. 公費負担の限度額

(1) 作成単価の限度額

$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}(60\text{カ所}) + 316,250}{\text{ポスター掲示場数}(60\text{カ所})} = 5,813\text{円} \text{ (限度額)}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

(2) ポスター作成の公費負担の限度額

$$5,813\text{円} \text{ (限度額)} \times 60\text{カ所} \text{ (上限枚数)} = 348,780\text{円}$$

※ 作成単価と作成枚数は、契約単価及び契約枚数と公費負担の限度額及び上限枚数を比較して低い方で総額を算出するので、契約を締結する際に注意してください。

(注) ポスター作成は、その相手方がポスターの作成を業とする場合に限り公費負担の対象となります。

ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」といいます。）としては、①ポスターの作成の企画・デザインから印刷までを一括して行う者（このなかには、広告代理店のように、一括して受注し、作成内容ごとに下請けさせる方法もある。）、②ポスターの印刷だけを行う者が考えられます。

これに対し、ポスターの作成の企画・デザインのみを行う者は、その行為のみでは完成品としてのポスターができるものではないので、ポスター作成業者とはいえ、公費負担の対象とはならないのでご注意ください。

2. 作成枚数の限度及びその確認

規定の枚数の範囲内であることについて、町選管が確認したものに限られます。

(例) 単価 3,000円, 作成枚数 75枚, 契約金額が 225,000円で契約した場合。

→公費負担は、単価 3,000円, 作成枚数 60枚として計算し、公費負担額は 180,000円となります。

3. 経費の支払を受けるための手続き

(1) 契約の締結の届出 (候補者から町選管へ)

(提出書類) 選挙運動用ポスターの作成の契約届出書 (第3号様式)

(添付書類) 契約書の写し

(2) ポスター作成枚数の確認申請 (候補者から町選管へ)

(提出書類) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 (第6号様式)

※ 候補者は、町選管が発行する選挙運動用ポスター作成枚数確認書をポスター作成業者に渡してください。

(3) 請求書の提出 (ポスター作成業者から栄町長へ)

(提出書類) 請求書 (選挙運動用ポスターの作成) (第17号様式)

※経費を請求する際の注意事項を参照のこと

(添付書類)

(ア) 請求内訳書 (第17号様式別紙)

(イ) 選挙運動用ポスター作成証明書 (第14号様式) (候補者からポスター作成業者へ渡されたもの)

(ウ) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 (第9号様式) (候補者からポスター作成業者へ渡されたもの)

◎ 提出期限

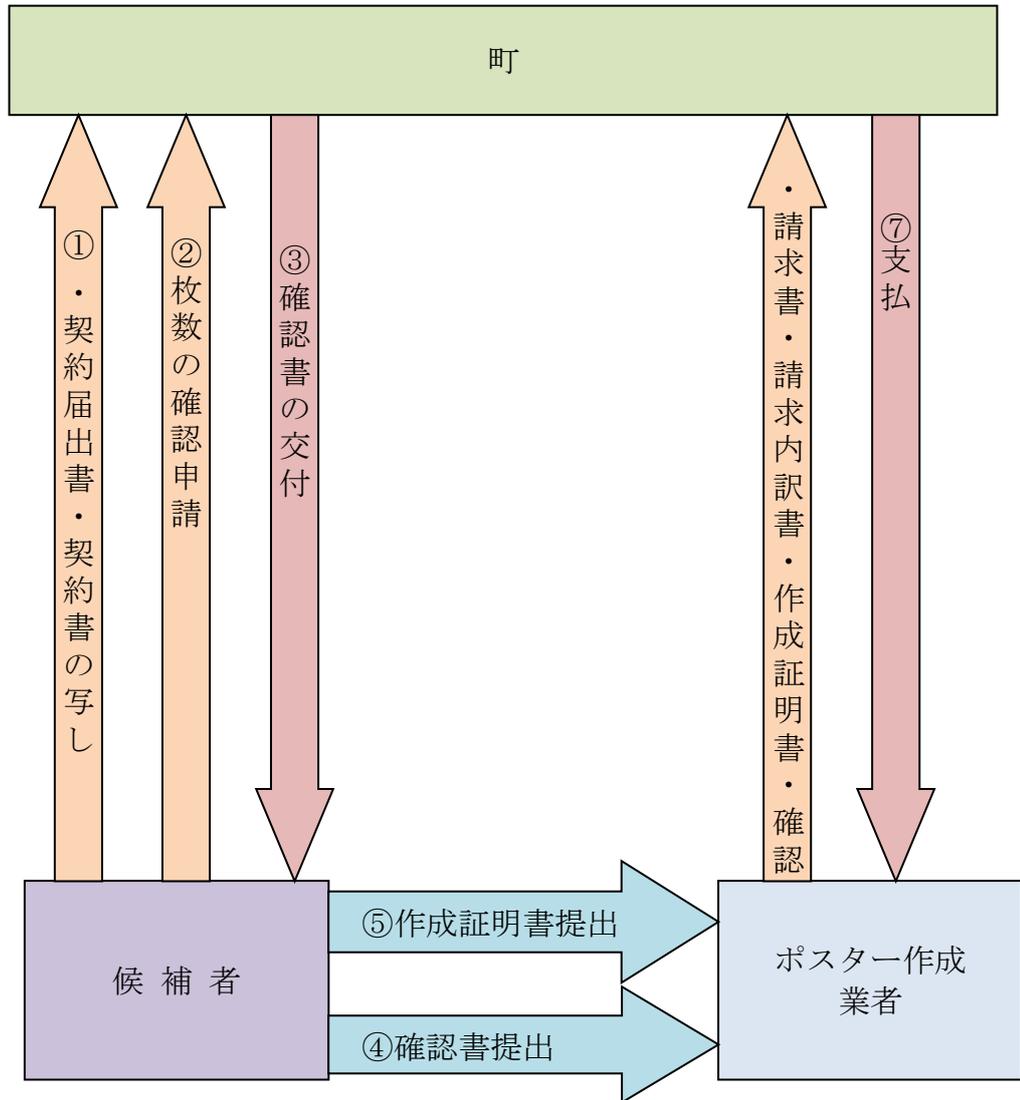
(1)・(2)については、立候補届出後に契約した場合は直ちに (立候補届出前に契約した場合は事前審査時等に)、(3)については、5月13日(月)までに必ず提出してください。

4. 選挙運動用費用への算入

選挙運動用ポスターの作成費は、公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。(但し、支出の部のみ計上し、収入の部に計上することは要しない。)

(参考)

選挙運動用ポスター作成の公費負担の手続き



◎ 契約書とは

公費負担制度の場合の契約書とは、必ずしも契約書という名称でなくとも契約の内容や候補者の申し込み意思と契約する業者等の承諾意思等が、書面上明らかにされているものであれば、差し支えありません。ただし、可能であれば見本の契約書をお使いください。

公費負担制度に係わる「契約の内容」の記載例

1. 自動車の賃貸借契約

- ① 自動車の車種及び登録番号
○○自動車 習志野○○○あ12-34
- ② 台数 1台
- ③ 賃貸期間 令和6年4月○○日から
令和6年4月○○日まで ○日間
- ③ 契約金額 1日 ○○○○○円×○日間 総額○○○○○円

上記のとおり契約を締結する。

令和6年○月○○日

賃貸人 (所在地) 印旛郡栄町○○△-△
(名称) (株) ○○○○商事
取締役社長 ○○ ○○ ④
賃借人 (住所) 印旛郡栄町○○△-△
(氏名) (候補者氏名) ④

(注) なお、必ず契約年月日及び契約当事者双方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名を記入すること。

2. 自動車燃料供給契約

- ① 本契約に係わる燃料供給期間
令和6年4月○○日から令和6年4月○○日まで
- ② 供給場所 所在地 栄町○○○○○ 名称 ○○○○○
- ③ 給油車種及び登録番号 ○○○自動車 習志野○○○あ12-34
- ④ 契約金額 単価1リットル当たり ○○○円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

(注) 1と同様に契約当事者双方の氏名等及び契約年月日を記入すること。

選挙運動用自動車の使用関係

- (1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- (2) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書
- (3) 請求書（選挙運動用自動車の使用）
 - ① 請求内訳書（ハイヤー方式）
 - ② 請求内訳書（個別契約）（自動車の借り入れ）
 - ③ 請求内訳書（個別契約）（燃料代）
 - ④ 請求内訳書（個別契約）（運転手）
 - ⑤ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
 - ⑥ 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
 - ⑦ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
 - ⑧ 選挙運動用自動車燃料代確認書

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎 ※署名又は記名押印

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	

2 1以外の契約による場合

項 目 区 分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 期 間 等	契 約 金 額	
自動車 の借入	R6. 〇. 〇	印旛郡栄町〇〇△-△ 甲野商事㈱代表 甲野次郎	4/16~4/20	75,000円	
燃料代	R6. 〇. 〇	印旛郡栄町〇〇△-△ 乙野石油㈱代表 乙野三郎	習志野123 あ12-34	40,000円	160円 /ℓ
運転手 の雇用	R6. 〇. 〇	印旛郡栄町〇〇△-△ 丙野四郎	4/16~4/20	55,000円	

※消費税込みの金額を入れてください。

備考

- (1) この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- (2) 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- (3) 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

注 意

1. 公費負担の限度額

(1) 一般運送契約（ハイヤー方式）による場合

1日64,500円まで、限度額は、322,500円（64,500円×5日）となります。

(2) 個別契約による場合

① 自動車の借入れ

1日16,100円まで、限度額は、80,500円（16,100円×5日）となります。

② 燃料代

限度額は、38,500円（7,700円×5日）となります。

燃料代については、選挙運動用自動車燃料代確認申請書の提出が必要となります。

③ 運転手の雇用

1日12,500円まで、限度額は、62,500円（12,500円×5日）となります。

2. 契約届出書の記入方法

① 届出年月日、契約年月日は、必ず記入してください。

② 契約の相手方の名称・住所欄には、法人の場合はその代表者の氏名も記入してください。

③ 公費負担は4/16～4/20の選挙運動期間に限られており、契約期間や借入れ期間等が5日未満の場合は、その期間内の契約日数分のみとなります。

④ 1の(2)の場合の契約内容の欄には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「燃料代」にあつては燃料供給期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記入してください。

⑤ 契約金額の欄には、「自動車の借入れ」及び「運転手の雇用」にあつては、契約金額の総額を、「燃料代」については、単価契約の金額を記入してください。

※ 限度額未満で契約すると、その契約金額のみを公費で負担することになりますので十分注意してください。

第4号様式（第4条第1項）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎 ※署名又は記名押印

下記の自動車燃料代につき、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 〇月〇〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 乙野石油株式会社
 - (2) 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△
 - (3) 法人の代表者氏名 乙野三郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 習志野123あ12-34

4 確認申請金額 38,500円 (◎の欄の金額)

区 分	購入金額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	40,000円	◎ 38,500円
燃料代計 (a) + (b)	40,000円	38,500円
備 考		

備考

- (1) この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から栄町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- (4) 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

第15号様式（第7条第2項）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

令和〇年 〇月〇〇日

栄町長 様

※署名または記名押印

住所 印旛郡栄町〇〇△-△ 法人の場合は、会社印と
 氏名又は名称 甲野商事株式会社 代表者印の両方が必要
 法人の場合は代表者氏名 甲野次郎

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、
 下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 75,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 4 候補者の氏名 栄 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店						
預金種別	普通	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
ふりがな	こうの じろう								
口座名	甲野 次郎								

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、栄町に支払を請求することはできません。
- (3) 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

※自動車・燃料代・運転手の請求にご使用ください。

経費を請求する際の注意事項

(注1) 請求について（5月13日(月)までに、栄町選挙管理委員会事務局に請求書等を提出してください。）

- 1 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 2 請求金額に使用する数字は、アラビア数字で記入してください。（金額の訂正はできません。）
- 3 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。
- 4 訂正等をする場合があるので、左余白に個人又は代表者印を押印すること。

(注2) 支払方法（金融機関への振込みとする）

- 1 金融機関名、支店名、普通・当座の別、口座番号、ふりがな、口座名義人を記入すること。
- 2 請求人と口座名義人が異なる場合は、委任状の欄に記入を要すること。

(注3) 添付書類について

1 選挙運動用自動車

(1) ハイヤー方式の場合

- ① 請求内訳書（ハイヤー方式）（第15号様式別紙その1）
- ② 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（第10号様式）

(2) 個別契約の場合

- ① 請求内訳書（第15号様式別紙その2）
- ② 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（第10号様式）

2 燃料代

- ① 請求内訳書（燃料代）（第15号様式別紙その3）
- ② 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（第11号様式）
- ③ 選挙運動用自動車燃料代確認書（第4号様式）
- ④ 給油伝票の写し

3 運転手の報酬

- ① 請求内訳書（運転手）（第15号様式別紙その4）
- ② 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（第12号様式）

別紙（その1）

請求内訳書
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 栄 太郎

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和6年4月16日	70,000円×1台=70,000円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和6年4月17日	70,000円×1台=70,000円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和6年4月18日	70,000円×1台=70,000円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和6年4月19日	70,000円×1台=70,000円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
令和6年4月20日	70,000円×1台=70,000円	64,500円×1台=64,500円	64,500円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
計			322,500円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙（その2）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 栄 太郎

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和6年4月16日	15,000円×1台=15,000円	16,100円×1台=16,100円	15,000円	
令和6年4月17日	15,000円×1台=15,000円	16,100円×1台=16,100円	15,000円	
令和6年4月18日	15,000円×1台=15,000円	16,100円×1台=16,100円	15,000円	
令和6年4月19日	15,000円×1台=15,000円	16,100円×1台=16,100円	15,000円	
令和6年4月20日	15,000円×1台=15,000円	16,100円×1台=16,100円	15,000円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
計			75,000円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

別紙（その3）

請求内訳書（燃料代）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 栄 太郎

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和6年4月16日	習志野123あ12-34	160円×60ℓ=9,600円	/	/	
令和6年4月17日	〃	160円×50ℓ=8,000円			
令和6年4月18日	〃	160円×40ℓ=6,400円			
令和6年4月19日	〃	160円×50ℓ=8,000円			
令和6年4月20日	〃	160円×50ℓ=8,000円			
年 月 日		円× ℓ= 円			
年 月 日		円× ℓ= 円			
計		40,000円	38,500円	38,500円	

- 備考 1 「基準限度額」(計) 欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) の (計) 又は (イ) の (計) 欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙（その4）

請求内訳書（運転手）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候補者氏名 栄 太郎

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和6年4月16日	11,000円	12,500円	11,000円	
令和6年4月17日	11,000円	12,500円	11,000円	
令和6年4月18日	11,000円	12,500円	11,000円	
令和6年4月19日	11,000円	12,500円	11,000円	
令和6年4月20日	11,000円	12,500円	11,000円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			55,000円	

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

第10号様式（第6条第3項）

（表）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外 の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	氏名又は名称 甲野商事株式会社 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△ 法人の代表者氏名 代表 甲野次郎	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額
乗用自動車 習志野123 あ12-34	令和6年4月16日	15,000円
〃	令和6年4月17日	15,000円
〃	令和6年4月18日	15,000円
〃	令和6年4月19日	15,000円
〃	令和6年4月20日	15,000円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

(裏)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が栄町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、栄町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の契約による場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、栄町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙

候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		氏名又は名称 乙野石油株式会社 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△ 法人の代表者氏名 乙野三郎		
燃 料 供 給 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
令和6年4月16日	習志野123 あ12-34	60ℓ	9,600円	
令和6年4月17日	同上	50ℓ	8,000円	
令和6年4月18日	同上	40ℓ	6,400円	
令和6年4月19日	同上	50ℓ	8,000円	
令和6年4月20日	同上	50ℓ	8,000円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が栄町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、栄町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第12号様式（第6条第3項）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙

候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

記

運転手の氏名及び住所	氏名 印旛郡栄町〇〇△-△ 住所 丙野四郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和6年4月16日	11,000円	
令和6年4月17日	11,000円	
令和6年4月18日	11,000円	
令和6年4月19日	11,000円	
令和6年4月20日	11,000円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が栄町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、栄町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、栄町に支払を請求することはできません。

第7号様式（第4条第2項）

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 2 候補者の氏名 栄 太郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 習志野123あ12-34
- 4 確認金額 38,500円

備考

- (1) この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、栄町に支払を請求することはできません。

※確認書は選挙管理委員会が発行します。

ビ ラ 作 成 関 係

- (1) 選挙運動用ビラの作成の契約届出書
- (2) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
- (3) 請求書（選挙運動用ビラの作成）
 - ① 請求内訳書
 - ② 選挙運動用ビラ作成証明書
 - ③ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書

選挙運動用ビラの作成の契約届出書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

下記のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R6. ○. ○	印旛郡栄町○○△-△ 佐藤印刷株式会社 代表 佐藤太郎	1,600枚	15,200円	9.5円/枚

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※消費税込みの金額を入れてください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 ○月○○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 佐藤印刷株式会社
 - (2) 住 所 印旛郡栄町○○△-△
 - (3) 法人の代表者氏名 代表 佐藤太郎
- 3 確認申請枚数 1,600枚（◎の欄の枚数）

区 分	作成枚数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	1,600枚	◎ 1,600枚
枚数計 (a) + (b)	1,600枚	1,600枚
備 考		

備考

- (1) この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から栄町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

請求書（選挙運動用ビラの作成）

令和〇年 〇月〇〇日

栄町長 様

※署名または記名押印
法人の場合は、会社印と
代表者印の両方が必要

住所 印旛郡栄町〇〇△-△
氏名又は名称 佐藤印刷株式会社
法人の場合は代表者氏名 代表 佐藤太郎

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 12,368円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 4 候補者の氏名 栄 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店						
預金種別	普通	口座番号	5	6	7	8	9	1	0
ふりがな	さとう たろう								
口座名	佐藤 太郎								

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、栄町に支払を請求することはできません。
- (3) この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

経費を請求する際の注意事項

- (注1) 請求について（選挙期日から5月13日(月)までに、栄町選挙管理委員会事務局に請求書等を提出してください。）
- 1 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 2 請求金額に使用する数字は、アラビア数字で記入してください。（金額の訂正はできません。）
 - 3 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。
 - 4 訂正等をする場合があるので、左余白に個人又は代表者印を押印すること。
- (注2) 支払方法（銀行振り込みとする）
- 1 金融機関名，支店名，普通・当座の別，口座番号，ふりがな，口座名義人を記入すること。
 - 2 請求人と口座名義人が異なる場合は，委任状の欄に記入を要すること。
- (注3) 添付書類について
- ① 請求内訳書（第16号様式別紙）
 - ② 選挙運動用ビラ作成証明書（第13号様式）
 - ③ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第8号様式）

別紙

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

候補者氏名 栄 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)	
9.50 円	1,600 枚	15,200円	7.73円	1,600枚	12,368円	7.73円	1,600枚	12,368円	

備考

- 1 (D) 欄には、7円73銭と額を記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第13号様式（第6条第3項）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙

候補者氏名 栄 太郎

※署名又は記名押印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 佐藤印刷株式会社 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△ 法人の代表者氏名 代表 佐藤太郎
作 成 枚 数	1,600枚
作 成 金 額	15,200円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が栄町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、栄町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
 - 栄町議会議員の選挙 1,600枚
 - 栄町長の選挙 5,000枚
 - 限度額
7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

第8号様式（第4条第2項）

確認番号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 2 候補者の氏名 栄 太郎
- 3 確認枚数 1,600枚

備考

- (1) この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、栄町に支払を請求することはできません。

※確認書は選挙管理委員会が発行します。

ポ ス タ ー 作 成 関 係

- (1) 選挙運動用ポスターの作成の契約届出書
- (2) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
- (3) 請求書（選挙運動用ポスターの作成）
 - ① 請求内訳書
 - ② 選挙運動用ポスター作成証明書
 - ③ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第3号様式（第3条）

選挙運動用ポスターの作成の契約届出書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
候補者氏名 栄 太郎 ※署名又は記名押印

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
R6. 〇. 〇	印旛郡栄町〇〇△-△ 山田印刷株式会社 代表 山田吉郎	80枚	152,000円	1,900円/枚

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

※消費税込みの金額を入れてください。

第6号様式（第4条第1項）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長 様

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙

候補者氏名 栄 太郎 ※署名又は記名押印

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和6年 ○月○○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (1) 氏名又は名称 山田印刷株式会社
 - (2) 住 所 印旛郡栄町○○△-△
 - (3) 法人の代表者氏名 代表 山田吉郎
- 3 確認申請枚数 60枚（◎の欄の枚数）

区 分	作成枚数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	80枚	◎ 60枚
枚数計 (a) + (b)	80枚	60枚
備 考		

備考

- (1) この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から栄町選挙管理委員会に提出してください。
- (2) この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- (3) 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第17号様式（第7条第2項）

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

令和〇年 〇月〇〇日

栄町長 様

住所 印旛郡栄町〇〇△-△
氏名又は名称 山田印刷株式会社
法人の場合は代表者氏名 代表 山田吉郎

※署名または記名押印
法人の場合は、会社印と
代表者印の両方が必要

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 114,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 4 候補者の氏名 栄 太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店						
預金種別	普通	口座番号	6	7	8	9	1	2	3
ふりがな	やまだ よしろう								
口座名	山田 吉郎								

備考

- (1) この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- (2) 候補者が供託物を没収された場合には、栄町に支払を請求することはできません。

経費を請求する際の注意事項

- (注1) 請求について（選挙期日から5月13日(月)までに、栄町選挙管理委員会事務局に請求書等を提出してください。）
- 1 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
 - 2 請求金額に使用する数字は、アラビア数字で記入してください。（金額の訂正はできません。）
 - 3 法人等の団体については、法人印及び代表者印を押印すること。
 - 4 訂正等をする場合があるので、左余白に個人又は代表者印を押印すること。
- (注2) 支払方法（銀行振り込みとする）
- 1 金融機関名，支店名，普通・当座の別，口座番号，ふりがな，口座名義人を記入すること。
 - 2 請求人と口座名義人が異なる場合は，委任状の欄に記入を要すること。
- (注3) 添付書類について
- ① 請求内訳書（第17号様式別紙）
 - ② 選挙運動用ポスター作成証明書（第14号様式）
 - ③ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書（第9号様式）

別紙

請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）

候補者氏名 栄 太郎

ポスター掲示場数			60箇所						備考
作成金額			基準限度額			請求金額			
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
1,900 円	80枚	152,000円	5,813 円	60枚	348,780円	1,900 円	60枚	114,000円	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第14号様式（第6条第3項）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙

候補者氏名 栄 太郎 ※署名又は記名押印

記

ポスター作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに 法人にあってはその代表 者の氏名	氏名又は名称 山田印刷株式会社 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△ 法人の代表者氏名 代表 山田吉郎
作 成 枚 数	80枚
作 成 金 額	152,000円
ポスター掲示場数	60

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が栄町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、栄町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

ポスター掲示場数

(2) 限度額

$$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

第9号様式（第4条第2項）

確認番号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年 4月16日

栄町選挙管理委員会委員長



記

- 1 令和6年 4月21日執行 栄町議会議員一般 選挙
- 2 候補者の氏名 栄 太郎
- 3 確認枚数 60枚

備考

- (1) この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、栄町に支払を請求することはできません。

※確認書は選挙管理委員会が発行します。

契 約 書 作 成 例

- (1) 運送契約書（ハイヤー方式）
- (2) 車両賃貸借契約書（個別契約）
- (3) 選挙運動用自動車燃料供給契約書
- (4) 自動車運転契約書
- (5) 選挙運動用ビラ作成契約書
- (6) 選挙運動用ポスター作成契約書



運 送 契 約 書

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎 (以下「甲」という) と
甲野商事株式会社 (以下「乙」という) は、選挙運動のための自動車の運
送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

乗用自動車 習志野 123 あ 12-34

3 台数 1台

4 使用期間

令和6年4月16日から令和6年4月20日まで5日間。

5 契約金額 350,000 円 (消費税及び地方消費税含む。)

内訳 1日70,000円×5日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

7 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏 名 栄 太 郎 

乙 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

名 称 甲野商事株式会社 

社印

代表者 代表 甲 野 次 郎 

代表者印

車 両 賃 貸 借 契 約 書

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎 (以下「甲」という) と
甲野商事株式会社 (以下「乙」という) は、車両の賃貸借について次の
代表 甲野 次郎
とおりの契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号

乗用自動車 習志野 123 あ 12-34

3 台数 1台

4 使用期間

令和6年4月16日から令和6年4月20日まで5日間。

5 契約金額 75,000円 (消費税及び地方消費税含む。)

内訳 1日15,000円×5日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長

の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

8 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏 名 栄 太 郎 

乙 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

名 称 甲野商事株式会社 

社印

代表者 代表 甲野 次郎 

代表者印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎（以下「甲」という）と

乙野石油有限会社
代表 乙野 三郎（以下「乙」という）は、公職選挙法第141条に定め

る選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和6年4月16日から令和6年4月20日まで5日間。

2 供給場所

所在地 印旛郡栄町〇〇△-△

名称 乙野石油

3 供給を受ける自動車の登録番号

習志野 123 あ 12-34

4 金額

単価1リットル当り160円（消費税及び地方消費税含む。）とし、期間中の供給数量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

6 その他

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏名 栄 太郎



乙 住所 印旛郡栄町〇〇△-△

名称 乙野石油有限会社



社印

代表者 代表 乙野 三郎



代表者印

自動車運転契約書

5 その他

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎 (以下「甲」という) と

丙 野 四 郎 (以下「乙」という) は、甲が使用する公職選挙法第 1 4

1 条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

1 運転する期間

令和 6 年 4 月 1 6 日から令和 6 年 4 月 2 0 日まで 5 日間。

原則として毎日、8 時 0 0 分から 2 0 時 0 0 分まで

2 契約金額 5 5, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税含む。)

(1 日につき 1 1, 0 0 0 円)

3 運転する車両の登録番号

習志野 1 2 3 あ 1 2 - 3 4

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏 名 栄 太 郎 

乙 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

名 称 _____ 印

代表者 丙 野 四 郎 

収入印紙

選挙運動用ビラ作成契約書



6 その他

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎 (以下「甲」という) と
佐藤印刷株式会社 (以下「乙」という) は、印刷物の作成について次のと
代表 佐藤 太郎
おり契約を締結する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏 名 栄 太郎

乙 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

名 称 佐藤印刷株式会社 社印

代表者 代表 佐藤 太郎 代表者印

- 1 品名
公職選挙法第142条に定めるビラ
- 2 数量 1,600 枚
- 3 契約金額 15,200 円 (消費税及び地方消費税含む。)
(単価 9 円 50 銭)
- 4 納入期限
令和6年〇〇月〇〇日

- 5 請求及び支払
- この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。
- なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
- ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙



6 その他

栄町議会議員一般選挙候補者 栄 太郎 (以下「甲」という) と
山田印刷株式会社 (以下「乙」という) は、印刷物の作成について次の
代表 山田 吉郎
おり契約を締結する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 栄町議会議員一般選挙候補者

住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

氏 名 栄 太 郎 (印) 栄

乙 住 所 印旛郡栄町〇〇△-△

名 称 山田印刷株式会社 (印) 社印

代表者 代表 山 田 吉 郎 (印) 代表者印

1 品名

公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量 80 枚

3 契約金額 152,000 円 (消費税及び地方消費税含む。)

(単価 1,900 円 0 銭)

4 納入期限

令和6年〇〇月〇〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、栄町議会議員及び栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、栄町に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞無く行わなければならない。

なお、栄町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は栄町には請求できない。